

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産された被保険者が対象です。
妊娠85日以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

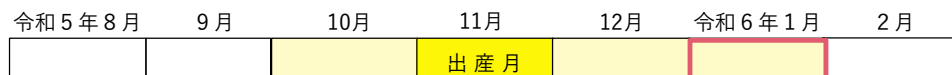
国民健康保険料の軽減方法

- 出産月の前月から出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの保険料が軽減されます。




※多胎出産の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 産前産後期間のうち令和6年1月以降の保険料が軽減されます。



※令和5年11月に出産された場合、令和6年1月分の保険料が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

 …軽減対象期間

- 軽減となる保険料は、出産された被保険者本人の「基礎賦課額」「後期高齢者支援金賦課額」「介護納付金賦課額（40歳～64歳）」となります。
- 原則、産前産後期間の終了月を基準に軽減額の計算処理をし、保険料引落口座に還付いたします。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減措置届出書
- ② 出産日、単胎・多胎出産の別を確認することができる公的書類のコピー
（当組合より出産育児一時金の支給を受けている場合は省略可）
例：母子健康手帳の市町村の証明印のあるページ、出産者氏名、出産日のわかるページのコピー
又は、病院等が発行する出生証明書のコピー

届出先

大阪府医師国民健康保険組合

〒542-0062 大阪市中央区上本町西三丁目1番7号 大阪府医師協同組合南館7階
TEL (06) 6761-8096 FAX (06) 6761-0596